第十条から第二十四条まで並びに第二十八条から第二十九条の二までの規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える学校保健安全法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第八条第一項、第三項及び第四項、第十一条、第二十条、第二十一条第一項、第二十八条第一項並びに第二十九条の二	児童生徒等	園児
［略］		

第十条から第二十四条まで、第二十八条並びに第二十九条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える学校保健安全法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第八条第一項、第三項及び第四項、第十一条、第二十条、第二十一条第一項並びに第二十八条第一項	児童生徒等	園児
［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　幼保連携型認定こども園において、この命令による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第二十七条において準用する学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）第二十九条の二第二項に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第一項に定める園児の所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて園児の所在の確認を行わなければならない。

○内閣府・農林水産省令第十七号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第三十一条第一項、第三項及び第四項、第三十三条第一項並びに第二項第三号ニ、同項第四号ニ及び同項第六号、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条、第三十八条、第四十条第一項、第四十一条第六項並びに第九十一条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく安定供給確保支援法人に関する命令を次のように定める。

令和四年十二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　野村　哲郎

内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく安定供給確保支援法人に関する命令

（定義）

第一条　この命令において使用する用語は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（安定供給確保支援法人の指定の申請）

第二条　法第三十一条第一項の規定により指定を受けようとする法人（以下この項において「申請法人」という。）は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一　定款の写し
二　登記事項証明書
三　役員及び安定供給確保支援業務に関する事務に従事する職員の氏名及び略歴を記載した書類
四　指定の申請に関する意思の決定を証する書類
五　安定供給確保支援業務の実施に関する基本的な計画
六　安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施できることを証する書類
七　申請法人が法第三十一条第二項各号に該当しない旨を誓約する書類
八　役員が法第三十一条第二項第三号に該当しない者である旨を当該役員が誓約する書類
九　申請法人の最近三期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書並びに最終の財産目録（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
十　安定供給確保支援業務に関し知り得た秘密を確実に保持するために講ずる措置に関する書類